

耐震改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅
改修完了年月日	【改修完了年月日】 令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
改修に要した費用	50 万円超

※ 適用を受けられるのは 1 戸につき 1 回のみです。

※ バリアフリー改修、省エネ改修による減額との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1 戸当たり 120 m ² まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減額される額	【一般の耐震改修】 対象床面積の税額の 2 分の 1 【長期優良住宅の認定を受けて行われた耐震改修】 対象床面積の税額の 3 分の 2

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申請方法

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請書<input type="checkbox"/> 改修費用が確認できる書類（領収書等）<input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく耐震基準に適合した改修が行われたことが確認できる書類（建築士が発行する増改築等工事証明書等）<input type="checkbox"/> 長期優良住宅の認定を受けて改修が行われた場合は、それが確認できる書類<input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カードの写し<input type="checkbox"/> 個人番号カード・運転免許証・健康保険証・納税通知書等の写し
申請期限	改修後 3 か月以内
申請先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-366-0011 内線 526・527